

京都市告示第406号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成25年1月15日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
田原 卓視	空水治療院	北区大宮南田尻町58 第2池田ビル1F	平成24年12月 21日
吉田 広揮	かおり鍼灸接骨院西 陣	上京区千本通一条上る泰童片原 町651	平成24年9月 19日
栗山 大	出町柳鍼灸整骨院	左京区田中下柳町40	平成24年12月 10日
藤井 伸	有限会社あいおわ ほし鍼灸整骨院	中京区西ノ京星池町38番地 14	平成24年11月 25日
渡邊 大祐	ぎをん鍼灸整骨院	東山区川端通四条上る常盤町 176番地 萬会館1F	平成24年12月 1日
山口 克彦	やまぐち鍼灸整骨院	南区唐橋川久保町38-4 フラワーハイツ1階北側	平成24年12月 10日
桃谷 俊信	千代原口接骨院	西京区山田大吉見町16-2 ベルジュール小嶋1F	平成24年12月 1日
伊藤 友和	すみれ整骨院	伏見区深草紺屋町4-4	平成24年12月 10日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
田中 晋輔	小栗栖あさひ鍼灸院	伏見区小栗栖南後藤町6 小栗栖北団地1号棟106	平成24年12月 7日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)